公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金第十八期決算公告

一、事業概要

福岡県内のアジアからの大学院留学生六名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

二、財産目録　平成二十四年三月三十一日現在

資産合計　三〇三、二一六、七四八円

負債合計　〇円

正味信託財産　三〇三、二一六、七四八円

平成二十四年七月三十日

福岡市中央区天神二丁目一三番一号

公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金　受託者　株式会社福岡銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市町北町大字石堂字上坂ノ下甲三三九番地、最後の住所福島県喜多方市松山町村松字北原三六五一番地鮮雲荘

被相続人　亡　櫻井千代吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

福島県会津若松市東千石二丁目二番八号

相続財産管理人　渡部　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡西会津町野沢字上條道北甲三四四番地の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　新田　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

福島県会津若松市東千石二丁目二番八号

相続財産管理人　渡部　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区鷺宮六丁目二八番、最後の住所東京都中野区鷺宮六丁目二八番三一号第二武蔵台ハイツ三〇一

被相続人　亡　碓井　茂廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―B千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市梓川梓三九五一番地、最後の住所東京都清瀬市元町二丁目一三番八号

被相続人　亡　西村　仁彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

東京都日野市高幡一〇〇八―六新扇屋ビル三〇二　相続財産管理人　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区小机町一二二三番地三、最後の住所横浜市港北区小机町一二二三番地三　弐番館七〇二号室

被相続人　亡　阿部　利典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

横浜市中区日本大通一八番地　ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区浅間町一丁目二三番地、最後の住所神奈川県横須賀市根岸町五丁目二五番Ａ―一〇四号

被相続人　亡　川本　昌代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目四番地一二　中央ハイツ一〇五

相続財産管理人　花沢　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

横浜市南区六ツ川二丁目八三番地九、最後の住所横浜市戸塚区品濃町五三六番地四中央街区Ｂ棟二四〇八号

被相続人　亡　三浦　展裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

横浜市中区日本大通一五番地横浜朝日会館八階

相続財産管理人　弁護士　糸井　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市幸町四三六二番地、最後の住所横浜市金沢区東朝比奈一丁目五〇番一二号

被相続人　亡　加野　耕作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

横浜市中区尾上町三丁目三〇番地一横浜フジタビル七階

相続財産管理人　弁護士　石黒　康仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市本町六丁目五〇〇〇番地、最後の住所新潟県五泉市本町六丁目二番三三号

被相続人　亡　篠川　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

新潟県新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル六階

相続財産管理人　弁護士　石井　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市岩渕一丁目三二二番地、最後の住所愛知県名古屋市熱田区横田二丁目三番三五号なごやかハウス横田

被相続人　亡　田中　きみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号ＭＳ桜通八階片岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片岡　憲明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市芦原町字芦原四四番地の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　神藤　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十日

愛知県豊橋市広小路一―一　三井タチバナビル三階　ほの国法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　稔

2011年12月期決算公告

2012年7月30日

アメリカ合衆国コネチカット州シエルトン市コーポレートドライブ2番地

ゼネラル．エレクトリック．インターナショナル．インク

日本における代表者　マーク・ノーボン

貸借対照表の要旨（2011年12月31日現在）（単位：千ＵＳドル）

資産の部		負債の部	
流動資産	11,146,001	流動負債	9,374,723
固定資産	5,051,518	固定負債	3,043,185
		負債合計	12,417,908
		純資産の部	
		株主資本金	3,731,196
		資本剰余金	510
		利益剰余金	287,106
		株主持分	3,443,580
		少数株主	48,415
		純資産合計	3,779,611
資産合計	16,197,519	負債・純資産合計	16,197,519